

第6回浦安市障がい者福祉計画策定委員会

< 議事録 >

1. 開催日時 平成20年11月27日(木) 10時00分～12時00分

2. 開催場所 浦安市健康センター第1会議室

3. 出席者

河野康徳委員長、小林澄子委員、横山恭治委員、出羽文明委員、児玉賀洋子委員、藤崎広和委員、馬場数江委員、白木幸一委員、田中美樹子委員、成田克信委員、西田良枝委員、加藤今日子委員、神谷澄子委員、西田俊光委員、竹谷弘美委員、筧尚行委員、米本慎一委員、木内孝子委員、大塚節子委員、鶴見仲寛委員、指田裕司委員、小瀧修委員、上林正和委員、渡辺正道委員

4. 進行

開会

議題

- ・ サービス見込量と確保のための方策について(修正分)
- ・ 計画書の素案について
- ・ その他

5. 委員会経過

事務局： 開会宣言

本日は、前回の会議にて宿題としていただいていた3点についてははじめにご説明し、その後、現行計画の第5章にあたる「サービス見込量」について前回提示できなかった「地域生活支援事業」に関する説明をさせていただきます。それでは、以後の議事進行を委員長にお願いします。

委員長挨拶：(略)

事務局： 前回の委員会でご説明させていただきました障がい者福祉センターの新体系移行が平成23年度に変更となりましたので、それに伴う目標数値の変更についてご説明させていただきます。

まず「生活介護」についてですが、平成21年度は37実人、平成22年度は38実人、平成23年度は39実人とご説明させていただきましたが、平成23年度より障がい者福祉センターが新体系に移行し、通所更生施設の利用者のうち30名が対象になるため、平成23年度に30名増加として見込んでいます。また旧法施設入所者の46名のうち、50%にあたる23人を平成23年度末における利用者数と見込み、平成21年度より段階的に7から8名ずつ増加させて見込みました。

次に「就労移行支援」についてですが、平成21年度は32実人、平成22年度は26実人とご説明させていただきましたが、このサービスも平成23年度より障がい者福祉センターが新体系に移行し、授産・福祉作業所の利用者のうち10名が対象になることから、

平成 21 年度は 22 実人、平成 22 年度は 26 実人として見込んでいます。

次に「就労継続支援（雇成型）」についてですが、国の指針によると、第 1 期障害福祉計画策定時では就労継続支援（雇成型）について、就労継続支援事業の利用者全体の 3 割にあたる人を目標とされていました。しかしながら今年の 10 月 31 日付の県の文書では、県内に就労継続支援事業（雇成型）のベースとなる福祉工場がないこともあり、これらの状況を勘案すると、県内市町村は就労継続支援（雇成型）の利用者を国の基本指針に基づく数値目標に掲げることは現実的ではない為、市町村において就労継続支援（雇成型）を見込む際には目標達成にとらわれずに、真に必要な量を見込むとされました。このようなことから、千鳥地区に建設予定の障がい者等就労支援施設の利用者分を見込み、平成 23 年度の目標値を 5 実人と下方修正しました。

次に「就労継続支援（非雇成型）」についてですが、当初、平成 21 年度を 63 実人、平成 22 年度を 64 実人、平成 23 年度を 65 実人として見込んでいました。このサービスも平成 23 年度に障がい者福祉センターが新体系に移行し、通所更生・授産・福祉作業所の利用者のうち 50 名が対象となることから、平成 21 年度は 14 実人、平成 22 年度は 15 実人、平成 23 年度は 66 実人として見込みました。

委員長： ただ今の修正点に関する説明に対して、ご意見、ご質問をお願いします。

特に無いようですので、全体の説明が終わってからもお願いすることとし、次の議題 2 に移ります。事務局からの説明をお願いします。

事務局： 今までの計画にかかる検証委員会や策定委員会の議論を踏まえ、素案を作成しました。

この素案はあくまでも事務局案になりますので、今後の策定委員会や 12 月 15 日に実施するパブリックコメント、10 月に実施したアンケート調査などの内容も盛り込み、今後の委員会に提示していきたいと考えています。

それではお手元の素案をご覧ください。今回の計画書では、障害者基本法に基づく市町村障害者計画にあたる部分を第 1 編とし、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画にあたる部分を第 2 編としております。

P4 をご覧ください。「計画策定の背景と趣旨」についてですが、平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、これまで関連する法制度がなく「制度の谷間」の中にあつた発達障がい児・者の支援についても法的な位置づけが明示されるようになったことから、現行計画では身体・知的・精神障がいの 3 障がいを対象とする計画でしたが、平成 21 年度からの計画については、3 障がいに発達障がいも含めた計画として策定していくことを考えています。

次に P10 をご覧ください。「4. 計画の基本理念と施策目標」についてですが、本市の総合計画の基本構想としては、「市民一人ひとりが、家庭や地域社会のなかで、ともに助け合い、支え合いながら、健康で、安心して生きがいを持って暮らせるまち」～生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市～を掲げ、「人間尊重のまちづくり」、「市民と行政が協働するまちづくり」、「地域の個性を育むまちづくり」の 3 つを基本理念に捉えたまちづくりを目指しています。これらの基本理念を踏まえ、現行の障がい者福祉計画では「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、安心して快適に共に暮らせるまち」という目標を掲げ、障がい者施策に取り組んできたところです。平成 21 年度からの新たな計画でも、この目標を踏襲していきます。

次にP11をご覧ください。新たな計画では3つの基本理念を掲げました。まず基本理念1として、障がいのあるなしにかかわらず誰もが一人の市民として積極的に地域と交わりながら心豊かに暮らす自立した姿を求めます。次に基本理念2として、さまざまな障がい者のニーズに沿ったきめ細かな支援を通じ、地域の中でその一員として自分らしく暮らしたいという思いが体现される自立した姿を求めます。最後に基本理念3として、生涯の各時期に応じた自立と社会参加を支え、ともに学び、ともに働き、ともに暮らす姿を求めます。

次にP25をご覧ください。障害者基本法に基づく市町村障害者計画については、平成21年度からの6か年計画とし、6年後を見据え、今後重点的に取り組んでいく内容となります。現行の計画では、「地域で自立生活を営むための支援サービスの充実」、「社会参加と就労支援」、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の3つを基本的な柱としていましたが、新たな計画では、障がいや障がい者への理解、障がい児等の発達段階に応じた支援体制の充実を追加し、大きく分けて5つの重点的な取り組みを考えました。

まずはじめに(1)障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の構築があげられます。具体的には、障がいや障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がいの有無にかかわらず相互理解が深まるように、それぞれのライフステージに応じたきめの細かい福祉教育を実施するとともに、地域における交流活動の活発化を図り、共生社会の理念と普及が浸透した地域社会の実現に向け、市民とともに推進します。

次に(2)地域で自立した日常生活及び社会生活を営むためのサービスの充実があげられます。具体的には、障がい者が、自身の望むライフスタイルや人生設計に応じて自己決定を行い、自由にサービスを選択することを基本に考え、一人ひとりのニーズに対応したきめの細かいサービスを提供し、身近な地域の中での自立した日常生活及び社会生活の実現を図ります。また障がい者のニーズに応じて在宅サービスを利用できるよう、その質的・量的充実に努めます。このため、既存事業者との連携を図るとともに、新規事業者が参入しやすい環境を整備します。このことについては、地域自立支援協議会の事業者支援・制度プロジェクトの中でも検討していきます。

次に(3)障がいのある子どもの発達段階に応じた支援の充実があげられます。具体的には発達障がいや障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめの細かい支援を行うために、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した一貫した支援体制を構築します。

次に(4)障がい者の就労と社会参加の促進等の促進についてです。具体的には、障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図れるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。

次に(5)「人にやさしいまちづくり」・「ユニバーサルデザインのまちづくり」の推進についてです。具体的には災害時要援護者が居住する住宅及び避難所となる公的施設や利用施設等における障がい者の特性に配慮した防災備品の整備・充実に努めるとともに、災害が発生した際に、災害時要援護者に対し安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、災害時の支援体制を構築します。

次にP27の第3章「これまでの計画の進捗状況と課題」についてですが、昨年度の検

証委員会や今年度の計画策定委員会の中でご説明させていただきました行政側の評価と、平成18年度から平成19年度の各事業の具体的な取り組みの部分になります。この部分については以前の委員会でもご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次にP67をご覧ください。第4章施策の展開（基本計画）についてですが、この第4章の部分は、障害者基本法に基づく障害者計画の部分となります。現行計画と比べて主な変更点を中心にご説明させていただきます。

まずP68をご覧ください。福祉教育の充実について、市民一人ひとりの障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」等を作成し、福祉教育等に活用します。ここでは市民向けの福祉教育はもちろんのこと、行政職員や福祉関係職員も対象とした福祉教育も考えていきます。

次にP70をご覧ください。ボランティア活動の推進について、ボランティア活動の実績をポイント化し、そのポイントを有効活用できる「ボランティア貯金」を実施し、ボランティア活動の推進を図ります。また地域でのボランティア活動等に学校が積極的に参加しやすいよう、学校と地域の連携を支援します。そして学校が効果的なボランティア活動等を推進できるよう「体験活動推進委員会」の設置や「ボランティアの日」を設定します。

次にP74をご覧ください。福祉相談機関や医療機関と連携し、障がい児や障がい者に対する虐待の早期発見・防止に取り組みます。また、相談支援や福祉サービスの提供により、虐待を予防します。このことについては、第2期障害福祉計画において、虐待防止に対する取り組みの強化を図っていく等の国の基本指針もあり、具体的な施策として追加しています。

次にP77の ホームヘルプサービス事業の充実について、夜間の訪問介護サービスとして、緊急通報システムを活用した随時訪問介護サービスや定期訪問介護サービスを行います。この事業については、今年の2月から実施している事業になります。

障がい児保育及び育成の充実について、障がいのある子どもが認可保育所や児童育成クラブを利用できる体制を整備するとともに、障がいの特性にあった支援ができるよう充実を図ります。

日中一時支援・放課後支援事業の推進についてですが、障がいのある人を対象に、日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、宿泊を伴わない日中利用の事業を「日中一時支援事業」として引き続き実施します。また障がい児等が放課後を過ごす場を整備し、障がい児等やその家族の生活を支援します。

次にP79の 障がい者福祉センター及び通所施設の充実について、障がいのある人のニーズを把握し、東野地区に福祉施設を整備します。この施策は、第1次実施計画上の「障がい者福祉施設整備事業」の内容になります。今年度は団体ヒアリングを通じて、ニーズ等の把握を行いました。今後も引き続き障がい者やその家族、団体等のご意見を聞いた上で、整備を進めていきたいと考えています。

また現行計画では、「精神障がい者地域活動支援センター事業を平成19年度に開設します」とありましたが、第4回計画策定委員会でもご説明させていただきましたとおり、平成19年度に実施済なので削除しています。

次にP80をご覧ください。活動拠点の充実についてですが、地域活動支援センターの基礎的な事業に加え、地域の住民ボランティアの育成や障がいのある人に対する理解の促

進を図るため、地域活動支援センター（型）を整備します。

P 8 7 の 受診機会の拡充についてですが、要介護者や障がい者を対象に、通院ヘルプサービスを提供し、病院や診療所内での移動や医療機関から他の医療機関への移動などを支援します。この施策については、第 1 次実施計画上の「通院ヘルプサービス事業」になります。この事業は、今年度から実施していますが、今後も引き続き事業を継続する一方で、必要に応じて制度を見直していきます。

いのちとこころの支援について、うつ病やアルコール依存症、生きがいづくりなど、メンタルヘルス対策を講じるため、関係機関等による（仮称）いのちとこころの支援対策協議会を設置します。

次に P 8 9 をご覧下さい。連携体制の強化についてですが、発達支援ネットワークにおいて、市及び療育事業を実施する事業者、障がい者との連携強化に努めます。

個別支援計画の策定についてですが、障がい児や障がいのある人の特性に応じた個別支援計画を策定し、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応して、一貫した支援を行います。

次に P 9 1 をご覧下さい。特別支援教育の充実についてですが、障がい児が地域の学校で教育が受けられるよう、全小・中学校への特別支援学級の整備を進めます。また学習の支援が必要な児童・生徒に効果的な教育ができるよう、各小・中学校に学習支援室の整備を進めます。

次に P 9 2 をご覧下さい。スクールバスの運行についてですが、市川市内にある県立市川特別支援学校高等部への通学が困難な生徒を支援するため、市のスクールバスを運行します。また県に対し、引き続き各県立特別支援学校への「スクールバス運行事業」の創設について働きかけます。

次に P 9 3 をご覧下さい。就学相談体制の充実について、福祉分野や医療と連携した「まなびサポート」において、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、計画的な訪問活動や巡回相談体制の充実を図ります。この事業は、第 1 次実施計画上の「まなびサポート推進事業」の部分になります。

次に P 9 7 をご覧下さい。障がい者福祉センターの充実等について、障がい者福祉センターの通所更生施設及び通所授産施設、福祉作業所を平成 2 3 年度までに生活介護、就労継続支援（非雇用型）等の新体系への移行を行い、サービスの充実を図ります。また障がいのある人が就労の場や機会を得られるための支援を行う「ワークステーション」を市役所に整備し、職業訓練を行います。また市内外にて障がいのある人の雇用を希望している事業者「ワークステーション」の見学等を通じて理解を呼びかけ、障がいのある人の一般就労へ繋がる架け橋としての役割を積極的に担います。

P 1 0 0 をご覧下さい。「足もとからの都市づくり」の推進について、平成 1 5 年度末策定の「交通バリアフリー法に基づく基本構想」の中で「重点整備地区」とされる新浦安駅を中心とする半径 1.0 k m 圏内のバリアフリー事業を推進します。また再整備の全体像について検討するとともに「浦安駅周辺まちづくり取り組み方針」に基づき、step 1 区域で、市有地を核とした民間事業者の資金やノウハウを導入した再整備に取り組みます。さらにバス停の集約化や食い違い交差点の解消、広幅員の歩行者デッキ、やなぎ通りを横断するためのエレベーターの設置、自転車駐車場の整備や新しい都市機能の導入等、再整

備の具体化に取り組みます。最後に、前回の委員会でもご説明させていただきましたが、歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、当代島地区の旧県道（市道第1-15号線）について、地域住民と意見交換をしながら、現在の幅員で対応可能な道路環境の改善に取り組みます。

道路環境・交通安全施設の整備について、視覚に障がいのある人の意見を聞きながら、誘導用ブロックの設置や交差点周辺の勾配の改修を進めます。この施策は第1次実施計画上の「視覚障がい者誘導ブロック設置事業」の部分になります。

次にP103をご覧ください。自動車燃料費の助成についてですが、重度の障がい児や重度の障がいのある人等を対象に、外出支援や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成します。この事業も第1次実施計画上の事業になります。今まで障がいのある方やそのご家族からは、福祉タクシーを利用していないので、日常的に使用している自家用車のガソリン代を助成して欲しいとの意見が多数であったことから、今回新たに事業だてて実施するものです。

次にP105をご覧ください。「自主防災組織」の拡充についてですが、災害が発生した際に、災害時要援護者に対し、安否確認や避難支援等が迅速に行えるよう、災害時要援護者を事前に把握する等、災害時の支援体制や、自主防災組織などとの協力体制を構築します。

避難・誘導體制の整備についてですが、避難所での生活に特に配慮が必要な要援護者を保護し、入所する福祉避難所の設置を推進します。

緊急通報電話等の充実についてですが、聴覚または言語等に障がいのある人が、携帯電話のWeb機能を利用して簡単に救急車や消防車の出動要請を出来る「緊急Web通報システム」の利用を促進します。この事業は、平成20年度より実施している事業です。今後はこの事業を継続して実施するとともに、利用者の意見等も聞きながら、事業の促進を図っていきます。

次にP106をご覧ください。権利擁護の推進についてですが、障がい者総合相談支援事業所と社会福祉協議会と連携を図りながら、県の権利擁護事業や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、その利用を促進します。

成年後見制度の利用の促進についてですが、障がい者総合相談支援事業所と連携し、成年後見制度が必要と判断される方については、相談対応を充実し利用の促進を図っていきます。

委員長： ありがとうございます。今の説明にありましたように、第1編が障害者基本法に基づく障害者計画で、現状課題を踏まえたこれからの6年間の施策方針と具体的な施策・事業が盛り込まれています。まだ、第2編の障害福祉計画の部分が残っていますが、ここで区切ってご質問、ご意見は頂戴します。

委員： 質問が多岐にわたっているため、ページごとに区切って質問・意見を確認していただければありがたいと思います。

委員長： それでは、事務局から説明のあった箇所ごとに区切ってご質問等を頂戴することとし、まずは4ページあたりの「計画の概要」についてはいかがでしょうか。無いようですので、次の7ページの「発達障害者支援法」の追加の説明に関してはいかがでしょうか。

次のP10からP12にかけての「計画の基本理念と施策目標」の部分ではいかがでし

ようか。

委員： P10の枠内の「市民一人ひとりが、家庭や地域社会の中で、ともに助け合い、支え合いながら、健康で、安心して生きがいを持って暮らせるまち」と記載されていますが、この中で「家庭」という表現が盛り込まれた理由を聞かせていただきたい。

委員： 個人的な経験から言いますと、厚生労働省では「家庭と地域」という表現をよく使用していますが、事務局ではどうでしょうか。

事務局： 市の総合計画の目標において、こうした表現があり、（上位計画の考え方との整合を図る意味合いから）この内容を記載したものです。

委員長： それでは、P25の「重点的な取り組み」の部分はいかがでしょうか。特に無いようですので、P68からの「施策の展開（基本計画）」ではいかがでしょうか。

委員： 「広報うらやす」のあり方に関し、常に広報を使つての周知という話があり、現に制度紹介等の内容はよく目にしています。これを障がい者団体等の広報手段として活用できないものか、例えば、障がい者団体が自主的に勉強会等を開催する折に独自に団体としての広報等制作を行い、苦勞しています。こうした自主活動の広報の手段として市広報を活用できないものかと感じていますが、いかがでしょうか。

委員長： この考えに対し、市のお考えはありますでしょうか。

委員： 市の広報の中では「お知らせ」として各種団体の活動やイベントの紹介等を現行でも行っており、それぞれ所管課を通してご依頼があれば、掲載する仕組みとしています。

ただし、紙面のスペースの問題がありますので、その中で対応できる範囲であれば、活用していただけるものと考えます。

事務局： 担当課に対しても、例えば毎月掲載できないものかといった問い合わせがありますが、紙面上の制約と掲載したい情報量との調整が必要な部分があると考えます。

委員： P69とP70にボランティア活動に関する記載があるように、よく計画上では「ボランティアを育成する等」が言われていますが、障がい者等がボランティアの派遣を依頼してもなかなか受けてもらえない現状があることから、文言だけでの記載ではなく、具体的な数値目標として設定しておく必要があると思います。

委員長： 今のご意見は、ボランティア育成や活用について具体的な数値目標を掲げる必要性が指摘されたもので必要性は感じますが、かつてボランティアへ依頼していた内容に対し公費が充てられるようになってきている今日の実情を考慮すると、現実には難しい面があるようにも感じます。この件に関し、市のお考えはありますでしょうか。

事務局： ご指摘のあったような障がい者からのボランティアの派遣の要請・対応の件数等の具体的な数値については、関係先に確認して可能であれば次回報告をさせていただきます。

委員： 社会福祉協議会で実施しているボランティア活動の実績から判断すると、あくまでも社協への要請があってその要請に対応できるボランティアを募る仕組みである中で、実際に社協へ要請されている件数そのものが現段階では少ないのではないかと感じています。

委員： 身体障がい者に関してのボランティアを依頼したことがありますが、これまではファックスだけの返答という対応にとどまっており、これでよいのかと感ずることがあります。ボランティアセンターを活用している立場から申し上げますと、療育の際に利用していたのですが、現行でもシステムティックに対応されていると感じています。

委員： 障がいの内容によって対応が異なるのではないのでしょうか。

委員：施設としてもボランティアを活用させていただくことがありますが、現在は施設自体が自前のボランティアを育成・確保していかなければならない時期を迎えているように感じます。

委員長：各委員のご意見を踏まえ、次回にうまく表現できるか事務局で検討していただくようお願いいたします。併せて、P 6 8にある「交通バリアフリー」等の文言に関しては「バリアフリー新法」となっているので修正をお願いします。また、P 6 7の「ノーマライゼーション」の表現に関し、障がい者の権利条約では使用していませんし、現在では国連等でも「インクルージョン」の理念が使用されています。教育分野でもインクルージョンの考え方となっていますので、事務局での検討をお願いします。次にP 7 4あたりに「虐待」の問題も記載されていますが、この点に関してはいかがでしょうか。

委員：視覚障がいには、「コミュニケーション障がい」と「移動障がい」がありますが、この素案の中ではコミュニケーション障がいの記載がないように思うので、追加記載をお願いします。

委員長：今の件は事務局で検討してください。それでは、次に説明があったP 7 7のホームヘルプサービス、日中一時支援事業等についてはいかがでしょうか。

委員：「日中一時支援事業」の記載の中で、家族等の一時的な休息しか記載されていないが、「保護者の就労を支援する」という目的も明記して欲しい。

委員：P 7 2(1)相談支援体制の箇所、表現上の問題ですが、委託相談事業者とか、総合相談事業所等々、個々に表現が異なる部分があるので表現を統一してもらった方がわかりやすいと思います。また、素案の「具体的な施策・事業」の欄に記載されている内容は、市が実施主体となるものだけなのか、それ以外も含むのかわかりにくい部分があると感じます。

委員長：用語の問題と、事業の掲げ方のご指摘でしたが、事務局はいかがでしょう。

事務局：用語については今後、「現状と課題」の内容を見直す中で精査していきます。一方、施策・事業に関する実施主体に対する考え方としては、計画自体が障がい者の生活を総合的に支援する“総合計画”の意味合いがありますので、特段、実施主体を市に限定するものではありません。その意味で、例えば、委託相談支援事業者としての事業のお考え等も盛り込んだ形で施策内容を盛り込んでいくことが適切と考えます。

委員長：次は、P 7 9、P 8 0の「施設サービスの充実」に移ります。いかがでしょうか。

委員：P 7 9に「東野地区に福祉施設を整備します」と記載されている点を確認したい、またP 8 0の「入所施設の支援」に関し、もくせい園とやまぶき園の市民の利用実績を教えてください。

事務局：第1点目の「東野地区での福祉施設の整備」に関しては、どこに記載するのが適切か考慮したところもありますが、第1福祉作業所、第2福祉作業所の老朽化が進んでいることを踏まえ、建て替えによって障がい者や障がい者団体等の活動の場の確保や精神障がい者が通所・活動できる場の確保などのほか、社会的資源として不足している機能を具備した施設整備を考えています。

施設入所支援の平成20年度実績20人に関するご照会だと思いますが、もくせい園ややまぶき園は現行では旧法施設で新体系移行の準備中ですが、施設入所支援46人の中に見込みに入ってくるものと思われます。

- 委員長： それではP 9 0以降の「就学後療育（教育）の充実」に移ります。いかかでしょうか。
- 委員： P 9 1の「特別支援教育の充実」の中で、「個別指導計画」の文言がでていないのは削除されたと理解してよろしいでしょうか。
- 事務局： 「個別指導計画」については確認させていただきます。
- 委員： P 9 2の「スクールバスの運行」について、県が実施すべき事業だと認識しているので、県への要望事項として市の意向をしっかりと伝える記載とすべきではないかと思います。
- 事務局： ご指摘のとおり、市の役割分担を越えて、市が対応していると認識していますので、あらゆる機会を通じてこの件に関し県へ要請していきたいと考えます。
- 委員： P 9 1の「特別支援教育の充実」の中に「特別支援教育に向け、教育効果のある支援体制の確立を図ります。」等が記載されていますが、具体的な内容や他の表現との違いがわかりにくいと感じます。
- 事務局： 現行計画に記載されている表現を盛り込んだものであり、内容については事務局にて教育委員会とも調整し精査していきます。
- 委員長： P 9 3の「（3）就学・進路指導の充実」、P 9 7「福祉的就労の促進、就労支援体制の充実」に移ります。
- 委員： 障がい者福祉センターが新体系へ移行する中で、定員80名としての事業運営が可能なのか否か、また、雇用促進に関し、公的機関からの“仕事の発注”という表現を盛り込んで欲しいと思います。
- 委員： P 9 3の「就学相談体制の充実」に関し、市では就学指導委員会が今年度より廃止されていますが、表現上の問題として、「尊重しつつ」とか「判断し」といった表現が気になるため、再度見直して欲しい。
- 委員長： それではP 1 0 3に移ります。
- 委員： 「福祉有償運送事業の推進」に関し、市内に1事業者が実施していたものがなくなったとは思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。
- 事務局： 現行では実施する事業所がなくなっていますが、地域のニーズに応じて再度検討していきたいと考えます。
- 委員長： それではP 1 0 5の「防災・防犯体制の充実」以降に移ります。
- 委員： 前回のアンケートでは在宅希望者が多いことを受けて策定されていましたが、今回の計画では、在宅なのか施設なのか、計画の重点性、方向性が明確でないように感じます。特に在宅生活の支援ということが重点性であるならば、住宅環境の整備にかかわる記載（施策・事業）があまりにも少なすぎるように感じます。
- 委員長： 今回の計画では全体として在宅福祉を市では重視していると感じますが、一方で、施設入所に関する対応は要らないのかという問題も感じています。先ほどの委員の指摘は重要であり、そのあたりの検討も重ねていきたいと思います。
- 委員： P 1 0 5の災害時要援護者対策については、前の重点的な取り組みにも記載されているので、具体的にどのように考えられているのか確認したい。
- 事務局： 記載内容に関しては国の方針でもあり、市としても平成21年度に具体的な内容を定めていくこととしています。
- 委員長： それではその他に、何かご意見等はございますでしょうか。特にないようですので、お時間の関係もありますが、次の第2編障がい福祉計画の部分はどのようにしますか。

委員： 来月にパブリックコメントを実施するのであれば、この委員会で承認を得たものを出すのが通常のことではないかと思えます。

委員長： お時間になりましたが、皆様いかがでしょうか。

委員： パブリックコメントの締め切り等の都合もありますので、第2編の障がい福祉計画の部分につきましては、何かございましたら12月4日までに事務局までご連絡いただければと思います。その内容に基づき訂正したものをパブリックコメントとして出させていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

また、次回の委員会でもご発言いただきました内容を審議し、計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。

委員長： 予定の時間が過ぎましたので、第2編の障がい福祉計画については、この提案のとおり、次回に協議することとし、本日はこれをもって閉会したいと思います。皆様いかがでしょうか。

それでは閉会とさせていただきます。